

# 就労移行支援

## 平成30年度報酬単価

就職後6月以上定着率が

就労移行支援 サービス費（I）	定員20人以下	5割以上の場合	1089 単位	新設
		4割以上5割未満の場合	935 単位	新設
		3割以上4割未満の場合	807 単位	新設
		2割以上3割未満の場合	686 単位	新設
		1割以上2割未満の場合	564 単位	新設
		0割以上1割未満の場合	524 単位	新設
		0の場合	500 単位	新設
		定員21人以上40人以下	5割以上の場合	999 単位
	4割以上5割未満の場合		841 単位	新設
	3割以上4割未満の場合		714 単位	新設
	2割以上3割未満の場合		627 単位	新設
	1割以上2割未満の場合		513 単位	新設
	0割以上1割未満の場合		464 単位	新設
	0の場合		442 単位	新設
	定員41人以上60人以下		5割以上の場合	968 単位
		4割以上5割未満の場合	817 単位	新設
		3割以上4割未満の場合	662 単位	新設
		2割以上3割未満の場合	592 単位	新設
		1割以上2割未満の場合	504 単位	新設
		0割以上1割未満の場合	443 単位	新設
		0の場合	422 単位	新設

## 旧単価

就労移行支援 サービス費（I）	定員20人以下	804 単位
	定員21人以上40人以下	711 単位
	定員41人以上60人以下	679 単位

# 就労移行支援

## 平成30年度報酬単価

就職後6月以上定着率が

定員61人以上80人以下	5割以上の場合	915 単位	新設
	4割以上 5割未満の場合	776 単位	新設
	3割以上 4割未満の場合	636 単位	新設
	2割以上 3割未満の場合	540 単位	新設
	1割以上 2割未満の場合	483 単位	新設
	0割以上 1割未満の場合	414 単位	新設
	0の場合	394 単位	新設
	定員81人以上	5割以上の場合	883 単位
4割以上 5割未満の場合		740 単位	新設
3割以上 4割未満の場合		597 単位	新設
2割以上 3割未満の場合		495 単位	新設
1割以上 2割未満の場合		466 単位	新設
0割以上 1割未満の場合		387 単位	新設
0の場合		369 単位	新設

## 旧単価

定員61人以上80人以下	634 単位
定員81人以上	595 単位

# 就労移行支援

## 平成30年度報酬単価

地方公共団体の指定就労移行支援事業所	96.5 %	
定員超過利用減算	70 %	
従業員欠如減算		
減算が適用される月から2月目まで	70 %	新設
3月以上連続して減算の場合	50 %	新設
サービス管理責任者欠如減算		
減算が適用される月から4月目まで	70 %	新設
5月以上連続して減算の場合	50 %	新設
就労移行支援計画未作成減算		
減算が適用される月から2月目まで	70 %	新設
3月以上連続して減算の場合	50 %	新設
標準利用期間超過減算	95 %	
身体拘束廃止未実施減算	5 単位	新設
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	15 単位	
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	10 単位	
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	6 単位	
就労支援関係研修修了加算	6 単位	
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	41 単位	
初期加算	30 単位	
訪問支援特別加算		
1時間未満	187 単位	
1時間以上	280 単位	

## 旧単価

地方公共団体の指定就労移行支援事業所	96.5 %
定員超過利用減算	70 %
従業員欠如減算	70 %
就労移行支援計画未作成減算	95 %
標準利用期間超過減算	95 %
過去2年間一般就労への移行実績がない	85 %
過去3年間の定着者がいない	70 %
過去4年間の定着者がいない	50 %
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	15 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	10 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	6 単位
就労支援関係研修修了加算	11 単位
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	41 単位
初期加算	30 単位
訪問支援特別加算	
1時間未満	187 単位
1時間以上	280 単位

# 就労移行支援

## 平成30年度報酬単価

欠席時対応加算	94 単位
就労定着支援体制加算	
6月以上12月未満の就労定着者	
定着率が5分以上1割5分未満の場合	15 単位
定着率が1割5分以上2割5分未満の場合	24 単位
定着率が2割5分以上3割5分未満の場合	36 単位
定着率が3割5分以上4割5分未満の場合	51 単位
定着率が4割5分以上の場合	73 単位
12月以上24月未満の就労定着者	
定着率が5分以上1割5分未満の場合	13 単位
定着率が1割5分以上2割5分未満の場合	21 単位
定着率が2割5分以上3割5分未満の場合	31 単位
定着率が3割5分以上4割5分未満の場合	44 単位
定着率が4割5分以上の場合	63 単位
24月以上36月未満の就労定着者	
定着率が5分以上1割5分未満の場合	11 単位
定着率が1割5分以上2割5分未満の場合	17 単位
定着率が2割5分以上3割5分未満の場合	26 単位
定着率が3割5分以上4割5分未満の場合	37 単位
定着率が4割5分以上の場合	53 単位

## 旧単価

欠席時対応加算	94 単位
就労定着支援体制加算	
6月以上12月未満の就労定着者	
定着率が5分以上1割5分未満の場合	29 単位
定着率が1割5分以上2割5分未満の場合	48 単位
定着率が2割5分以上3割5分未満の場合	71 単位
定着率が3割5分以上4割5分未満の場合	102 単位
定着率が4割5分以上の場合	146 単位
12月以上24月未満の就労定着者	
定着率が5分以上1割5分未満の場合	25 単位
定着率が1割5分以上2割5分未満の場合	41 単位
定着率が2割5分以上3割5分未満の場合	61 単位
定着率が3割5分以上4割5分未満の場合	88 単位
定着率が4割5分以上の場合	125 単位
24月以上36月未満の就労定着者	
定着率が5分以上1割5分未満の場合	21 単位
定着率が1割5分以上2割5分未満の場合	34 単位
定着率が2割5分以上3割5分未満の場合	51 単位
定着率が3割5分以上4割5分未満の場合	73 単位
定着率が4割5分以上の場合	105 単位

# 就労移行支援

## 平成30年度報酬単価

医療連携体制加算（Ⅰ）	500 単位	
医療連携体制加算（Ⅱ）	250 単位	
医療連携体制加算（Ⅲ）	500 単位	
医療連携体制加算（Ⅳ）	100 単位	
精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ）	180 単位	
精神障害者退院支援施設加算（Ⅱ）	115 単位	
利用者負担上限額管理加算	150 単位	
食事提供体制加算	30 単位	
移行準備支援体制加算（Ⅰ）	41 単位	
移行準備支援体制加算（Ⅱ）	100 単位	
送迎加算（Ⅰ）	21 単位	
※同一敷地内	70 %	新設
送迎加算（Ⅱ）	10 単位	
※同一敷地内	70 %	新設
障害福祉サービスの体験利用支援加算		
障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）	500 単位	
※地域生活支援拠点等の場合	+50 単位	新設
障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）	250 単位	
※地域生活支援拠点等の場合	+50 単位	新設
通勤訓練加算	800 単位	新設
在宅時生活支援サービス加算	300 単位	新設
社会生活支援特別加算	480 単位	新設

## 旧単価

医療連携体制加算（Ⅰ）	500 単位
医療連携体制加算（Ⅱ）	250 単位
医療連携体制加算（Ⅲ）	500 単位
医療連携体制加算（Ⅳ）	100 単位
精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ）	180 単位
精神障害者退院支援施設加算（Ⅱ）	115 単位
利用者負担上限額管理加算	150 単位
食事提供体制加算	30 単位
移行準備支援体制加算（Ⅰ）	41 単位
移行準備支援体制加算（Ⅱ）	100 単位
送迎加算（Ⅰ）	27 単位
送迎加算（Ⅱ）	13 単位
障害福祉サービスの体験利用支援加算	300 単位

# 就労移行支援

## 平成30年度報酬単価

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	6.7 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	4.9 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2.7 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%

※指定障害者支援施設で行った場合

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	6.9 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	5.0 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2.8 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%

※(Ⅳ)と(Ⅴ)は将来的に廃止

福祉・介護職員処遇改善特別加算	0.9 %
-----------------	-------

※指定障害者支援施設で行った場合

福祉・介護職員処遇改善特別加算	0.9 %
-----------------	-------

新設

## 旧単価

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	6.7 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	4.9 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2.7 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%

※指定障害者支援施設で行った場合

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	6.9 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	5.0 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2.8 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%

福祉・介護職員処遇改善特別加算	0.9 %
-----------------	-------

※指定障害者支援施設で行った場合

福祉・介護職員処遇改善特別加算	0.9 %
-----------------	-------